

令和7年度 豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金（第2回） 申請の手引き

1 支援金について

本支援金は、光熱費（電気・ガス料金）の高騰の影響を受けている介護・障害福祉サービス事業所等の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、光熱費の高騰分を支援するものです。

2 交付対象者

本支援金の交付対象者は、令和8年2月1日において、「豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金交付要綱」の別表第1に掲げる事業所等を市内に設置し、かつ、当該事業所等においてサービスを提供するものです。

3 支援金額

44,000円 / 1事業所あたり

※ 同一法人で複数のサービス種別を提供している場合には「Q&A」を確認してください。

4 申請から支払いまでの流れ

①オンライン申請（「交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1）」の提出）

申請受付期間：令和8年2月16日（月）～**令和8年3月6日（金）**

申請後、申請者のメールアドレスあてに「申請受付完了のお知らせ」が届きます。

※ 事業所番号ごとに申請してください。

※ メールが届かない場合は申請状況を確認しますので、「10. 問い合わせ先」までご連絡ください。

②提出書類の審査

・ 審査後、申請者のメールアドレスあてに「審査完了のお知らせ」が届きます。

メール内のURLから手順「①オンライン申請」で提出した「交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1）」をダウンロードしてください。

・ 内容に不備や確認事項がある場合は、こちらから個別にご連絡のうえ、修正等を行っていただきます。

なお、申請後に申請内容の誤りや不足等に気付き、修正等を行う必要が生じた場合は、

「10. 問い合わせ先」までご連絡ください。

※ 交付要綱への違背が発覚した場合は、申請を却下する場合があります。

※ 交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1）は証拠書類として5年間保管をお願いします。

③交付決定

「交付決定通知書兼確定通知書（様式第2）」が郵送で申請者あてに届きます。

※ 交付決定後、「交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1）」による請求に基づき支援金の交付を行います。

④支払い

手順「①オンライン申請」から、約1～2か月を目途に支援金が指定口座に振り込まれます。

※ 支払い時期は「交付決定通知書兼確定通知書（様式第2）」にてご確認ください。

※ 支払い事務円滑化のため、申請はお早めをお願いします。

5 オンライン申請について

以下のURLまたは二次元コードから申請してください。

- ※ 介護、障害福祉サービスごとに申請先が異なりますので、ご注意ください。
- ※ 介護と障害福祉の両方のサービスを提供している場合は、「介護区分」で申請してください。
- ※ 支援金の振込口座情報等、入力内容に間違いがないか、十分にご確認ください。

介護区分

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyohashi/smart-apply/apply-procedure-alias/kaigo-7-2>

障害福祉区分

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyohashi/smart-apply/apply-procedure-alias/shogai-7-2>



6 申請受付期間

令和8年2月16日（月）～**令和8年3月6日（金）** ※受付期間を過ぎての申請は受付できません

7 証拠書類の保管

支援金に係る証拠書類として、以下3点の書類を事業所等内へ保管（5年間）をお願いします。

- ・ 交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1）
 - ※ 「審査完了のお知らせ」内のURLからダウンロードしてください。
- ・ 本支援金の収入及び支出の関係を示す書類（決算書類、本支援金の入金記録を確認できる通帳など）
- ・ 申請した事業所等の光熱費を申請法人が負担していることを示す書類

8 消費税の取り扱いについて

支援金における消費税については、法人の確定申告の方法等により、仕入控除税額として、消費税額相当分の返還が必要となる場合がありますので、ご承知おきください。確定申告により返還が必要となった場合は、報告方法等について別途ご案内しますのでご相談ください。

9 その他注意事項

- ・ 振込先の口座情報の入力にあたっては、必ず通帳等を確認しながら入力してください。特に、口座名義、口座番号※の入力誤りがないことを十分に確認してください。
 - ※ 口座番号が7桁未満の場合は、先頭に「0」を付けて7桁としてください。
- ・ 振込先の口座名義は、本支援金の申請者（法人代表者）と一致する必要があります（法人名のみは可）。申請者と異なる口座名義の場合は、原則、振込みすることができませんのでご承知おきください。なお、申請者と異なる名義の口座へ振込みを希望する場合は、別途委任状※の提出が必要となります。
 - ※ 委任状は本支援金のホームページからダウンロードのうえ、オンライン申請時に添付してください。
- ・ 申請者名及び、振込口座情報が同一の場合は、まとめて支払います。

10 問い合わせ先

介護区分

福祉部 長寿介護課 生きがい支援グループ
電話：0532-51-2330 FAX：0532-56-3810
Mail：kaigo-chousa@city.toyohashi.lg.jp

障害福祉区分

福祉部 障害福祉課 福祉サービスグループ
電話：0532-51-2697 FAX：0532-56-5134
Mail：shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp